外国人材受入制度（政府案）の全体イメージ

※参議院議員・石橋通宏事務所作成
※2018年11月13日版（未定稿）

在留期間の更新無制限
定住化・永住化可能

最長10年在留（就労）可能
しかし家族帯同は認めない

高度専門職（外国人材ポイント制）（9,567人）

高度専門職2号
- 在留期間「無制限」
- 親の帯同、配偶者の就労可能
- ほぼ全ての在留活動可能、等。

3年以上の経験要件

高度専門職1号
- 在留期間「5年」
- 研究、人文・自然科学、経営の3分野。複合活動可能
- 親の帯同、配偶者の就労可能。

- 70p以上は3年、80p以上は1年で永住許可取得可能

? ← 詳細不明

一定の専門性・技能を有する外国人材の受入（新設）

海外から

特定技能2号（更新可能）

← 一定の試験に合格？？？

特定技能1号（通算5年）
- 在留期間「通算5年」
- 「相当程度の知識・経験」要件
- 家族の帯同は原則不可、等

- 在留期間更新可能→「無制限」
- 「熟練した技能」要件
- 家族（妻子）の帯同可能
- 分野横断的な「基本方針」と分野毎の「分野別運用方針」
- 受入分野は法務省令で規定

試験免除による制度上の接続

外国人技能実習制度（285,776人）

技能実習3号（2年）
- 在留期間「2年」
- 優良要件（受入機関）

技能実習2号（2年）
- 在留期間「2年」技能試験で3号へ
- 日本語要件なし。介護は「N3」。

技能実習1号（1年）
- 在留期間「1年」技能試験で2号へ
- 日本語要件なし。介護は「N4」。

各種専門職ビザ（324,293人＋α）

- 在留期間は概ね1年又は3年。更新可能＝実質、期間制限無し。

【別表第一の2】
○技術・人文知識・国際業務
○企業内転勤 ○技能
○経営・管理 ○法律・会計業務
○医療 ○研究 ○教育 ○興行
○介護

【別表第一の1】
○外交 ○公用
○教授 ○芸術
○宗教 ○報道

EPA看護師/介護福祉士

EPA看護師・介護福祉士

国家試験合格が要件

看護師・介護福祉士候補生

? 詳細不明

建設・造船就労者受入事業

建設 造船

- 2020年度就労開始者までの時限事業
- 在留期間は条件により最長「3年」
- 技能実習2号または3号修了者。

国家戦略特区

農業人材 家事支援

留学生（資格外活動就労）（324,245人）

- 在留期間は「3ヶ月」から上限「4年3ヶ月」までさまざま
- 週28時間上限（残業時間含む）でアルバイト就労可能
- 学則上の長期休業期間においては、週40時間まで就労可能
- 複数の事業場で就労する場合は通算して上限以内
- 被扶養配偶者又は子は家族帯同可能

身分・地位による在留

永住者
- 約76万人
- 家族帯同可
- 活動制限無

定住者
- 日系3世等
- 約19万人
- 在留期間の制限なし
- 日系3世は家族帯同可
- 活動制限無

日本人配偶者等
- 日本人配偶者や実子等
- 約14万人
- 在留期間の制限なし
- 活動制限無

「技能実習制度」や「留学生就労」等に関する問題はなんら改善されず、今後も誤魔化しの運用が続く

目指すべき「外国人受け入れ制度」の検討イメージ

高度人材・専門職ビザは再編の上、継続する

高度外国人材ポイント制度（9,567人）

高度専門職2号
- 在留期間「無制限」
- 親の帯同、配偶者の就労可能
- ほぼ全ての在留活動可能、等。

3年以上の経験要件

高度専門職1号
- 在留期間「5年」
- 研究、人文・自然科学、経営の3分野。複合活動可能
- 親の帯同、配偶者の就労可能。

- 70p以上は3年、80p以上は1年で永住許可取得可能

各種専門職ビザの再編(324,293人)

【別表第一の1】
○外交 ○公用
○教授 ○芸術
○宗教 ○報道

【別表第一の2】
○技術 ○人文知識・国際業務
○企業内転勤 ○技能 ○教授
○投資・経営 ○法律・会計
○医療 ○研究 ○教育 ○興業
○介護

- 在留期間は概ね1年又は3年。更新可能＝実質、期間制限無し。

外国一般労働者雇用許可制度（新設）

1号ビザ（仮称）
- 在留期間、当初「3年」
- ①客観的市場テスト（真に内国労働者で充足できない職種・地域の判定）、②上限受入枠（産業別・地域別・全国総枠）の設定、③優良事業者の認定と雇用許可の発行
- 内国人労働者との労働条件差別禁止
- 家族同伴は当初3年は禁止で良いか？

3年

1号ビザ延長（同条件）

3年

- ・当初在留3年後（毎）に、希望する者をさらに3年延長もしくは2号への移行を選択可能としてはどうか？
- ・延長の場合は、追加要件を求めない一方、1号と同条件としてはどうか？

2号ビザへの移行（5年有効）

- ・2号については、一定の資格試験（技能＋日本語能力）を求める一方、一定の移動の自由と家族帯同を認めることでどうか？

移行可能

統合

- 原則、廃止し、新制度に統合する方向でよいか？
- すでに入国済みの者は一定の条件の下に新制度への切り替えを可能とする方向でよいか？

EPA看護師・介護福祉士
看護師　介護福祉士

国家戦略特区
家事支援　農業人材

建設・造船就労者受入事業

統合

外国人技能実習制度
- 原則、廃止とし、移行期間を設けて新制度に統合してはどうか？
- 例外として、真に技術者養成支援の目的で行われる技能研修は、別制度として残す必要を検討してはどうか？

統合

留学生の就労
- 原則、就労不可にする方向でよいか？
- 例外として、大学等の場合、一定の在留期間と出席・成績要件を満たす場合に、学内等での就労を一定時間認める方向でどうか？